

生活にお困りの方のための 支援制度があります

ひとりで悩まず、まずは相談してみませんか

生活困窮者自立支援制度では、生活にお困りの方の相談を受け付け、ひとりひとりの状況に合わせて、働くための支援、家賃相当額の支給などの住まいの支援、家計の立て直しの支援など、さまざまな支援を提供しています。

例えば...

失業したため
家賃が払えない

収入が減って
家計が苦しい

仕事を
探しているが
見つからない

家族が
ひきこもりで
将来が不安

借金の
返済に追われ
生活費が
足りない

転居先を
探しているが
見つからない

など

相談先

生活さいけん相談室(東大阪市 生活支援課)

電話 06-4309-3182

時間 9:00~17:30(土日祝・年末年始休み)

場所 東大阪市荒本北1-1-1 東大阪市政府総合庁舎8階

▼ウェブサイトはこちら



仕事や生活に困っていらっしゃる方は、まずはご相談ください。
一人ひとりの状況に合わせた支援プランと一緒に考えます。

自立に向けた相談支援・就労支援

相談支援員が生活の困りごとのご相談をお聞きし、課題を整理して、どのような支援が必要かを検討し、課題解決に向けて、支援プランと一緒に考えます。ハローワーク等と連携した就労支援のほか、一人ひとりの希望や状況にあった仕事探しもお手伝いします。

また、転居先が見つからない等の住まいに関する相談については、居住支援法人等と連携した支援を行います。

(自立相談支援事業)

家計の立て直しのための支援

借金や家計のやりくりにお困りの方に対して、ファイナンシャルプランナーが家計全体を見直し、生活再生を支援します。

また、多重債務の方には、弁護士相談による債務整理のための支援も行います。

(家計改善支援事業)

住まいの維持・確保のための支援

離職などにより住まいを失った方、または失うおそれが高い方に、就職活動を条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。また、家計の改善のために転居が必要な場合には転居費用の支援も行います。

なお、手続きは、住居確保給付金相談窓口にて行っています。

(住居確保給付金)

ひきこもり等の方の相談支援

ひきこもりの状態にある方やその家族に対して、心理士等の専門の相談員が一人ひとりの状況に寄り添いながら適切な支援を行います。

また、安心して過ごせる居場所支援や家族交流会も開催しています。

(ひきこもり等支援事業)

※利用にはそれぞれ要件がありますので、詳細等についてはお問合せください。

相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)

1 まずは相談窓口へ

生活の困りごとや不安を相談支援員にお話してください。お電話でも相談できます。



2 あなたの支援プランを作ります

相談者の方の希望を尊重しながら、目標や支援内容を相談支援員と一緒に考え、あなたの支援プランを作ります。



3 支援決定・サービス提供

支援プランを元に、必要な事業やサービスにおつなぎします。状況を相談支援員が定期的に確認し、場合によってはプランを見直します。



4 自立し安定した生活へ

支援の結果、自立に向けた目標を達成すると支援は終了です。その後は、必要に応じて相談支援員によるフォローアップが行われます。

